2024年10月~

社会保険の適用拡大について

従業員数(※)が「51~100人」の企業等で働くパート・アルバイトの方が、2024年10月から新たに社会保険の適用となります。

※この場合の「従業員数」は、厚生年金保険の被保険者数のことを指します。

今回の改正で、新たに加入対象になる従業員の主な要件

- ・週の所定労働時間が 20 時間以上 30 時間未満 (契約上の労働時間で、臨時の残業時間などは含みません。)
- ・所定内賃金が月額 8.8 万円以上 (基本給と手当の合計額です。残業代・賞与・通勤手当・臨時的な賃金等は含みません)
- ・2 ヶ月を超える雇用の見込みがある
- ・学生ではない

(休学中、定時制、通信制の方は、加入対象となります。)

社会保険に加入すると、給与から社会保険料が徴収されることで手取りの額が減ってしまうことが、 従業員にとって、デメリットととらえられる反面、下記のようなメリットもあります。

<<社会保険加入のメリット>>

- ・ケガや病気で一定期間働けず会社を休んだ時に「傷病手当金」が受け取れること ⇒手続きをすることにより、病気休暇期間中、給与の 2/3 相当が支給される
- ・産前産後休業(産休)期間中に「出産手当金」が受け取れること ⇒手続きをすることにより、産休期間中、給与の 2/3 相当が支給される
- ・将来受け取ることができる「年金」が増額すること
 - ⇒日本の公的年金制度は2階建て。1階部分のすべての国民が加入する国民年金(基礎年金)部分 に加え、2階部分の会社等に勤務する人が加入する厚生年金(報酬比例部分)が上乗せされる





